学科の長に関する規程

（平成 29 年京都府立大学規程第１号）

（選任）

第１条 学科に主任を置き、原則として当該学科の教授をもって充てる。

２　前項の主任は、当該学科の選考に基づく学部長の推薦により、学長が任命する。

３　前項の主任の任期は１年とする。ただし、補欠の場合、任期は前任者の残任期間とする。

４　前項の主任は、再任されることができる。

（職務）

第２条 主任は、学部長を補佐し、学科の運営に関して、必要な連絡・調整及び取りまとめを行う。

２　主任は、学部の教育上の目的を達成するため、他の学科その他学内組織との連携及び協力を図る。

３　その他、主任に関して必要な事項は、学部長が定める。

附 則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。